



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 「地域の身近な拠点づくり推進セミナー」を開催
- ◇ 制度・施策等の動き
 - 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定
 - 通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」の発出（厚生労働省）
 - 社会福祉法人指導監査実施要綱の改正に関するパブコメ開始（厚生労働省）
 - 通知「医療・課以後関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について」の発出（個人情報保護委員会・厚生労働省）

◇ 全社協からのお知らせ

「地域の身近な拠点づくり推進セミナー」を開催

住民同士の交流や支え合いの拠点づくりの重要性が高まっています。ふれあい・いきいきサロン等、住民同士による多世代・多機能型拠点づくりに向け、中間支援組織の立ち上げ・運営支援のあり方や方法等に関する全国セミナーを開催します。

【日 時】平成 30 年 3 月 22 日（木）

【会 場】TFT ビル（東京都江東区有明 3 丁目 6 番 11 号）

【参加対象】社協職員、NPO 等中間支援組織、関心のある方

【定 員】120 名 ※定員になり次第締切

【参加費】無料

【申込期限】平成 30 年 3 月 8 日（木）

詳細は、地域福祉ボランティア情報ネットワークをご覧ください。

<https://www.zcwvc.net/>

◇ 制度・施策等の動き

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定

平成 30 年 2 月 9 日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。法案には、以下の改正内容等が反映されています。

- ・ 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について明確化
- ・ 就労準備支援事業、家計相談支援事業については、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、都道府県による事業実施体制の支援措置を講じるとともに、自立相談支援事業と一体的な支援の実施を全国的に推進する 等

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 196 回国会（常会）提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/196.html>



通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」の発出（厚生労働省）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施は、平成 28 年に成立した改正社会福祉法によって責務化されました。

今般、この「地域における公益的な取組」の実施にあたり、社会福祉法人がより一層取り組みやすくなるよう、かつ地域の実情に応じた福祉サービスのさらなる充実を図ることを目的に、運用解釈に関する通知「社会福祉法人における『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局施設基盤課長通知）が発出されました。

基本的には、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、より幅広く柔軟な取組の実施が可能とすることをねらいとしており、たとえば取組の対象要件としてある「対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」は、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるとし、予防的な支援を行う取組や、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施、ボランティアの育成などの社会福祉の向上に間接的につながる取組等も含まれるとされています。

通知内容等の詳細については、**別添資料①**をご覧ください。

社会福祉法人指導監査実施要綱の改正に関するパブコメ開始（厚生労働省）

平成 30 年 2 月 13 日、社会福祉法人指導監査実施要綱の改正に関するパブコメが開始されました（締切日 3 月 14 日）。これは、実施要綱中の別紙「指導監査ガイドライン」の一部を改正するもので、主な内容は以下のとおりです。

- ・ 「監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと」を追記
- ・ 役員等報酬が無報酬である場合の役員報酬基準の指導方針を明示
- ・ 「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」の改正に伴う見直し
- ・ 会計管理部分に関する指摘事項の整理・追加
- ・ 法人が行う契約等に係る監査事項を追加 等

『社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について』の一部改正についてのパブコメの詳細については、総務省の行政情報ポータルサイト e-Gov をご覧ください。

【e-Gov】「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正についてに関する御意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170369&Mode=0>

通知「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について」の発出（個人情報保護委員会・厚生労働省）

個人情報保護法については、平成 27 年 9 月 9 日に改正法が公布され、平成 29 年 5 月 30 日から全面施行されていますが、その主な改正内容は以下のとおりです。

- ・ 個人情報の定義の明確化
- ・ 「個人情報取扱事業者」の定義の改正（5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者にも適用拡大）
- ・ 機動的に目的変更が可能となるよう利用目的制限の緩和
- ・ オプトアウトによる場合の個人情報保護委員会への所定の事項届け出義務化
- ・ 第三者に個人データを提供したときの記録の作成・保存の義務化（トレーサビリティ） 等

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則が訂正されたことに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の一部を改正する通知が発出されました。変更内容は、引用条文等の訂正になりますが、通知内容等の詳細については**別添資料②**をご覧ください。現行ガイダンスについては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

【厚生労働省】厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>



<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

* 「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があれば上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。